平成２６年（フ）第９８７号
千葉県八千代市大和田新田950番地２　ルーチェ緑が丘Ｂ棟120号
債務者　日下眞由美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１００２号
千葉県船橋市本中山２丁目14番16―704号
債務者　伴　　公子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２４号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目28番地14　グリーンピア101号
債務者　小林　基弘
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３８号
千葉市若葉区千城台東１丁目25番16号　メゾンドリーム302号岩瀬方
債務者　藤江　豊和
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４４号
千葉県八千代市大和田新田890番地２
債務者　守谷　秀夫
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４５号
千葉県八千代市大和田新田890番地２
債務者　守谷智恵子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４９号
千葉市稲毛区長沼町221番地　オリンピア稲毛Ⅱ401号
債務者　長岡　李樹
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９１号
静岡県沼津市原町中２丁目11番地の６　エクセレントシティＡ棟２号室
債務者　星野　直哉
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１８７０号
愛知県春日井市上条町５丁目１番地13
債務者　伊藤　利枝
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市玉島八島4041番地
債務者　**脇**　久美子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４号
香川県観音寺市室本町274番地１
債務者　松岡　規泰
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第３８６号
高知市薊野西町３丁目36番16号　コーポ清風Ⅱ・401
債務者　山﨑　京子
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１０号
高知県香南市野市町西野487番地１
債務者　濵田　広宣
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１３号
高知市東雲町１番27号　ロイヤルみかマンション205
債務者　北岡　麻衣
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１５号
高知県土佐市蓮池1490番地１
債務者　福留真由美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１７号
高知市鴨部1033番地５
債務者　長山　幸大
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津4813番地１
債務者　福　　清美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目15番市５―104号
債務者　吉田　恵理
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係